

## マルクス・レーニン主義通信

# 歯止めなき軍拡計画を粉碎せよ

政府は来年度から五年間の防衛費総額を一八・四兆円とした「中期防衛力整備計画」(以下、「新防衛計画」)を決定した。これは帝国主義の支配を永続化し、労働者どうしを撃たせあうための、歯止めなき軍拡計画である。労働者階級にとって、この軍拡との、又これを進めるブルジョア政府との真剣な闘争が、ますます緊要なものとなっている。

## 「新防衛計画」の内実

政府は、九月一八日、「新防衛計画」を決定した。これは、防衛庁のいわば内部資料であった五九中期業務見積もりを政府計画に格上げしたものである。

この格上げと同時決着を目指した一%枠の撤廃、すなわち「防衛費はG.N.Pの一%以内とする」という三木内閣時代の閣議決定を公然と破棄することは、たしかに、できなかつた。しかしながら、それは政府のペテンにすぎず、実質的に一%枠を突破する軍拡を進めようとするものでしかない。この格上げ決定は、政府が言うように「シビリアン・コントロールの強化の面からも望ましい」(加藤防衛庁長官)というようなものではなく、政府が軍拡をいつそう本格的に進めようとする決意の表明以外の何物でもない。五年前にわたる防衛費は、一八・四兆円とされた。この額は、G.N.P比一%を超える〇三八%になるのである(一〇月四日に発表されたG.N.P算定の新基準で計算しても五年間で一%枠を突破する)。この額を達成するということは、毎年防衛費の伸び率を七・九

戦車砲  
装甲車  
地対艦誘導弾  
対戦車ヘリコプター(AH1S)  
輸送ヘリコプター(CH47)  
地対空誘導弾(ホーク)改善用  
装備品

護衛艦  
潜水艦  
その他  
自衛艦建造計  
(トン数)

約6.9万t

128機

50機

60機

12機

87機

63機

7機

12機

5機

93機

5個群

12機

# 閣議決定された「行革大綱」

## 軍事・国家機構の再編強化ねらう

(1)

九月二四日、七月の行革審答申をうけて中曾根内閣は、「当面の行政改革の具体化方策について」（行革大綱）を決定した。

それは、①政府による各種許認可などの規制緩和は、一括法案として臨時国会に提出する②「安全保障会議」の設置、職務執行命令制度の見直しを含めた機関委任事務、官民の

科学技術交換を促進する「研究交流促進法案」などは、次期通常国会に提出する③「外政調整室」「内政調整室」「安全保障室」新設などの内閣官房の再編については、来年度予算編成の過程で成案を得る——などを柱とした行革完行スケジュールを示している。

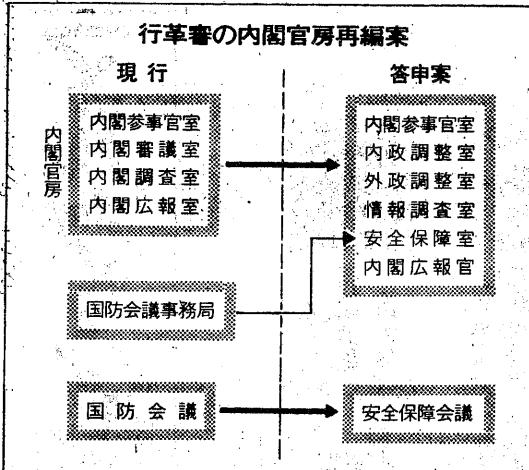
まず第一に明らかなことは、著しい内閣機能の強化である。

なかでも最大の目玉は「安全保障会議」の設置であり、アメリカの国家安全保障会議（NSC）の日本版に他ならない。

答申が「國家の安全に係わる重大事に発展するおそれのある緊急事態に対する対処体制の整備等を推進する」としている「安全保障会議」は、首相を議長とし、自衛隊の出動の可否など軍事そのものを扱う国防会議の役割を拡大し、格上げするものである。

この計画が「新防衛計画」とい前後して決定されたことは決して偶然ではなく、常戦体制構築のプログラムに裏打ちされたものであり、「安全保障会議」がNSCと同じように軍事大国を指導する国家機関になることは疑いない。

又、「大統領の首相」を掲げる中曾根が「安全保障会議」設置とあわせて遂行せんとする「内政調整室」「外政調整室」「安全保障室」「情報調査室」などの新設は、首相の権限を強め、全権的統治者としての態勢をつくり出すことになる。



「情報ネットワーク」の整備——「行政データベースの形成、全国的行政データ伝送網の整備」は、そのために内閣に情報を集中・独占するものであり、国家機密法（スパイ防止法）制定策動と不可分である。

かくして「官邸近代化」は、首相官邸をホワイトハウスのごときものとして改造することを意味している。

(2)

第二に見ておかなければならないのは、内閣機能強化と表裏の関係にある地方委任事務の代執行権の強化である。

「職務執行命令訴訟制度の見直し」とは次のような意味を持つ。現在、代執行（国から機関委任された事務を自治体が拒否した場合に国が直接執行するもの）を行うためには、

命令を求める裁判、事実確認の裁判という司法手続きを必要とする。これを行革大綱では、「勧告」「職務執行命令」「事実確認の告示」という行政手続きだけで代執行が可能なようにしているのである。このことによって國の命令がゴリ押しされることになることは、火を見るより明らかだ。

そしてこれが、在日朝鮮人民を初めとする指紋押捺拒否闘争のなかで打ち出されてきたこの「反乱」に業をやじした政府・ブルジョアジーは、「地方自治」のたてまえや全国知事会での確認さえも踏みにじり、国家的管理・統治を維持強化せんとしているのである。

それはまた、指紋押捺拒否闘争解体のどう喝でもあるのだ。

我々は、中央集権制一般を忌避するものではない。むしろ、中央集権制は地方自治制を排除するものではなく、民主主義的な中央集権制こそが広範な地方自治制を保障するといふことを宣伝・煽動する。それは、種々の色合の「自治体社会主義」と自らを区別し、問題の所在が官僚的国家機構にあることを暴露するものである。

以上のほかに、行革大綱は、答申が指摘した規制緩和の二百五十八の個別項目すべての実施時期を示し、全体として「実施時期を前倒しする」（総務庁）こと、「民間活用」のための国有地売却等、官民の科学技術研究交流を促進すること、などをあげている。

これらが、政府・ブルジョアジーの経済

政策の一環であり、国家による独占資本の救済・援助に他ならないことは言うまでもないであろう。

これまで見てきたことによって、行革大綱が反動的「国家改造」計画・国家機構の再編強化のための新たな一步であることは明白である。

そして、「安全保障会議を設置せよ」と公然と叫ぶ民社党はもとより、口先では中曾根を批判する社会党・共産党にしても、官僚的軍事的国家機構を補完している。

例えば、社会党・共産党は、中曾根の行政改革を「ニセ行革」として非難し、「国民のための行革」を対置した。しかしながら、今日の社会における行革にあって、「ニセ」も「真」もありえない。ブルジョア国家とはプロレタリアートを搾取し抑圧するための道具であり、この国家機構にもっとも特徴的なものが官僚軍と常備軍である。したがって、ブルジョア社会における行革とはこの「寄生體」をとり除くことではありえず、ただ再編を意味するにすぎない。しかも帝国主義は、政治的には一般に反動であり、国家権力の肥大化は途方もなく進んでいる。これらのことを利用して國の命令がゴリ押しされることになることは、火を見るより明らかだ。

そしてこれが、在日朝鮮人民を初めとする指紋押捺拒否闘争のなかで打ち出されてきたこの「反乱」に業をやじした政府・ブルジョアジーは、「地方自治」のたてまえや全国知事会での確認さえも踏みにじり、国家的管理・統治を維持強化せんとしているのである。

それはまた、指紋押捺拒否闘争解体のどう

喝でもあるのだ。

我々は、中央集権制一般を忌避するものではない。むしろ、中央集権制は地方自治制を排除するものではなく、民主主義的な中央集権制こそが広範な地方自治制を保障するといふことを宣伝・煽動する。それは、種々の色合の「自治体社会主義」と自らを区別し、問題の所在が官僚的国家機構にあることを暴露するものである。

以上のほかに、行革大綱は、答申が指摘した規制緩和の二百五十八の個別項目すべての実施時期を示し、全体として「実施時期を前倒しする」（総務庁）こと、「民間活用」のための国有地売却等、官民の科学技術研究交流を促進すること、などをあげている。

これらが、政府・ブルジョアジーの経済

## マルクス・レーニン主義通信

# 鎮静化策動をはねのけ 外登法・入管法撤廃の持続的運動を

## 指紋押捺を強制する福岡地裁判決

「外国人の同一人性の確認に指紋は最もすぐれた科学的資料。押捺制度には十分合理的な理由があり、個人の権利が制約を受けるのはやむをえず、合憲」——去る八月二三日、福岡地裁小倉支部は、押捺を拒否した崔昌華（チエ・チャンホア）氏、在日二世の崔善愛（チエ・ソンエ）さんに、罰金一円の有罪判決を下した。

在日二世に対しても初めての判決であり、善愛さんが「在日二世・三世は身分や住居も日本人と同程度に安定しており、指紋押捺は不必要」と訴えているのに対し、裁判所は、「永住許可を受けた外国人に対して、他の外国人と異なる制度を適用するかどうかは立法裁量の問題」と、門前払いを行った。

判決は、指紋は一つのプライバシーであり合理的理由がないのに國家権力が強制することとは許されないとしながら、その合理的な理由として、①写真代用による確認は指紋より劣っている②法務省で照合され、不正に対する抑止効果をあげていて③犯罪捜査に利用されていないなどの点をあげ、指紋制度の十分な合理的理由と実質的必要性だとしている。これらは以前より、法務省、政府が指紋が必要と主張してきた内容であるが、まったく何の証拠ももっていないことはすでに明らかになっている。

①については、実際に自治体の窓口での同一性の確認、個人の特定には指紋による照合は不可能であり、写真による確認が唯一の手段であったこと、②については、法務省での照合は七年以降はやられていないこと、また不正の抑止と照合とは相関関係はないことがわかった。③については、指紋を利用しているのは実際は警察であり、自治体での警察の自由閲覧が行われていたことが事実である。

判決は、さらに「国家主権を前提とする現在の国際社会において、日本人と外国人との間には基本的立場に相違があり、在日外国人に対してのみ、指紋押捺制度を課すことは法の下の平等を保障した憲法に違反しない」と結論。ここには、外国人を治安管理の対象とすることにより、排外主義を育成させ、同時に、国家の利益に反する行いを取り締らざる恐るべき国家統制の思想が描かれている。在日二世に関して判決は「国民と異なる規制をうけることはやむを得ず、一般外国人と区別するのは立法裁量の問題」とし、問題の

本質を避けて通っている。

これは、在日朝鮮人が、日帝の侵略戦争の結果生み出されたものであり、強制連行の歴史や数々の虐殺・虐待の事実が改めて明らかにされること。戦後も日帝が朝鮮半島の分断を支え、「韓」国を従属下においていること。在日朝鮮人を無権利状態におし込め、「同化」か追放を強要し、管理抑圧下においてきたこと。これらが裁判で明らかになるからではないか。

また、一〇月八日、横浜地裁で行われた李相鎬（イ・サンホ）氏に対する初公判で、李氏は「指紋押捺は民族差別を制度化するもの」「悪法を日本政府が率先して実施するなら、我々は自らの人権を守るために拒否し、闘つていくしかない」と決意を述べた。

大量切り替え期を、拒否者の逮捕、五・一四通達、警察権力の導入で乗り切ろうとしている政府・法務省だが、外登法が存続し、「韓」国属國化が存続するかぎり、在日朝鮮人の鬨ひは決してなくなりはしないだろう。

## 拒否闘争鎮静化策動の強まり

指紋押捺拒否者と留保者を合わせて現在一万人は越えているといわれている。五・一四通達による拒否者への制裁措置と、告発の強行は、逆に拒否者を拡大させ、通達の返上・保留を決定した多くの自治体が登録済證明書を発行している。

関東地方では、拒否者や支援者の運動によって、登録済證明書に押捺拒否の判を押せない、告発はさせない、警察からの照会には応じさせないなどの確認を自治体からかちとっているところもある。

しかし、あくまで通達を実施しようとする川口市や習志野市などでは、機動隊を導入して運動の弾圧を図ろうとしている。法務省は自治体に対して、自治体交渉などの混乱時には警察権力を導入してもよいと指導し、一〇月以来は拒否者への一斉搜査が行われるともいわれている。

政府・法務省は、「違法な指紋押捺拒否者が増えている現状では法改正の条件が整ってない」とし次期通常国会での法改正はありえないこと、また「韓国の全般的な刑事政策を見て指紋問題についても（韓国側に）話を聞く」と、日「韓」支配者一体となつた運動への弾圧、政治的取り引きを行おうとしていることがうかがえる。

「韓」国の李外相は、安倍外相との会談で、民団に日本の法律を守るよう、長期的視点で

日本政府に善処を求める行動をとるよう、要請していたことが明らかになった。

民団はこれをうけて收拾に乗り出すであろうし、民団をバックに集団拒否を行ってきた婦人会・青年会の反発は必至であろう。

かつての国民指紋法の構想にみられるように、政府のねらいは、排外主義をテコとして国民管理の統合を図ることにある。

## 国家的管理の手段としての国勢調査

五年に一度の国勢調査が今年も強行された。人口調査には関係ない項目まで含まれている。調査票にふられてある番号はコンピュータに記憶され、すでに国民総背番号制はつくられれていると言つてよい。

このような調査が、提出を拒否すれば六ヵ月以下の懲役か禁固又は八千円以下の罰金という重罰をどう喝に強制される。

調査結果は「秘密はしっかりと守られます。」

統計的目的以外には使わない」という総務庁の言葉とは裏腹に、磁気テープの形で、総理府の委託をうけた日本統計協会を通じて販売されている。これらはおもに大企業が購入し、自治体によって銀行、百貨店などに販売されていた事実が明らかにされている。

さらに、東京都では事前調査が行われ、「調査困難区域」として「再生資源却売業に從事している者及び住居不定者などが居住している地域」を各区に報告させ、人口統計課長は「そういうところに住んでいる人たちは特殊な人たち」という許すまじき差別発言を行つた。

このように調査は差別・排外主義に貫かれて、国民統治の手段として利用されている。

一九〇二年「國家統治の物体たる国民の状況を調べるために一番よい方法」（内閣統計局長）として公布され、一九二〇年から開始された国勢調査は、戦時下では徵兵制・戦争勤員のデーターとして利用されてきた。

在日外国人は外登法による管理抑圧、国勢調査を手段とした管理統合という二重の管理体制におけるている——国勢調査の翌年には強制送還者が二百人も増えるというのだ。日本の労働者は、外登法撤廃を求める在日朝鮮人民との連帯とともに、日帝ブルジョア政府の管理統治に対する鬨ひと結びつけ、外登法・入管法撤廃の持続的運動を形成しなければならない。拒否運動への弾圧・解体攻撃を許すな！



# 「税制抜本改革」は何をもたらすか

九月二〇日に開かれた政府税制調査会（首相の諮問機関、小倉武一会長）総会で、中曾根は「税制抜本改革」を諮問した。

「シャウプ勧告以来の抜本的税制改革」へ中曾根が叫ばれる背景には、言うまでもなく財政危機が存在している。

一九八五年度末の国債残高は百二十二兆円に達する。いわゆる財政硬直化の指標となる国債費は、八六年度予算の各省厅概算要求によると約十三兆円のぼりへ一般会計予算の二三%）、利払いだけで一日に三百五十五億円の財源が消えていく。これに対し新規の国債発行額は約十兆六千八百億円で、借金利払いのための借金という文字通りの「サラ金財政」となっているのだ。しかも、大蔵省が一月に国会提出した「財政の中期展望」によつても、国債残高はますます膨張していくのである。

この事実こそ、日本（国家独占）資本主義の矛盾を雄弁に語るものであり、そうであるが故に、「財政再建」が急務のものとして叫ばれたのであった。そして、まず口にされたのが歳出の削減だった。しかしながらそれは、福祉等では実行されつつも、軍事費等の「突出」により、形が化しつつあるのである。そこでとりあげられたのが、「税制改革」、つまり歳入の増加＝大増税に他ならない。

冒頭に述べたように、政府税調の改革論議は開始されたが、それは、来年春に中間答申を、来年秋に最終答申を出す予定となつてゐる。その予定は、「減税」を呼び水として大増税を図るという代物なのだ。

今回の税制改革は、中曾根が行政改革、教育改革と合わせ「三大改革」として力を入れているもので、いわば「戦後政治の総決算」の「税制版」である。

いわゆる「シャウプ税制」とは基本的に直接税を中心としたものであった。「税制抜本改革」とは、これの「見直し」に他ならない。それは、いくつかの資料から明らかにすることができる。

自民党の「村山調査会」は九月二六日の会合で、税制改革に関する中間報告の骨子をまとめたが、それは、①直間比率の見直しを進め、EC型付加価値税方式を最有力とした大型間接税の導入と所得税減税の抱き合わせ②マル優、郵便貯金など非課税貯蓄制度の再検討③赤字法人への課税——などを柱としている。

又、大蔵省は九月二七日、総合研究開発機構（NIRA）の報告書を政府税調に提出した。「税制改革の基本的視点－活力ある福祉社会を求めて－」と題する報告書は、①所得税二兆円、法人税一兆円程度を減税し、同時

に三兆円規模の課税ベースの広い間接税を導入するの所得税の累進税率を一〇一六〇%までの六段階（現行は一〇・五一七〇%までの十五段階）に改める③法人税の租税特別措置全廃の方向とともに、法人税率を三五・三六%（現行四三・三%）まで引き下げる——などを提言している。

要するに、EC型付加価値税方式による大型間接税の導入というところに重点があるのだ。

しかも、政府税調の「暴れ馬」新特別委員の大判は、大型間接税を支持しているのである。

他方、独占資本は、所得減税に反対するとともに、「民間活力は企業の経営基盤の強化によって初めて發揮される」（経団連）と、法人税の減税を要求している。

言われているように、大型間接税は低所得者層に過重の税負担を強いるものであり――現行の間接税でも月収二十万円以下の世帯の収入に占める間接税の割合は五・四八%だが、

▽4頁からつづく▽

る社会の上部構造であるブルジョア法の制約をうけなければならないのか。何故に、部落差別の元凶である日帝ブルジョア政府の許しをえなければならないのか。

①事件が「解同」の学校教育に対する不当な支配介入であるという認識を全く示していないの「解同」の運動に対する批判点として次のことをあげている。

日共・全解連は、一二・一四判決の批判点として次のこととをあげている。

「集団脅迫」罪に該当しないとしたこと④被告人に対する量刑の軽さ――執行猶予を受けたことは不當だ。

盗人だけだけしいとはこのことだ。①について言うならば、解放研の生徒たちと話し合おうとした教師をもまきこみ、スクラムを組んで集団登下校を行うという挑発的な行動を重にするべきとしている③「糾弾」行動が、

告入らに対する量刑の軽さ――執行猶予を受けたことは不當だ。

「集団脅迫」罪に該当しないとしたこと④被告人に対する量刑の軽さ――執行猶予を受けたことは不當だ。

日共・全解連は、一二・一四判決の批判点として次のこととをあげている。

日共・全解連は、一二・一四判決の批判点として次のこととをあげている。

日共・全解連は、一二・一四判決の批判点として次のこととをあげている。

日共・全解連は、一二・一四判決の批判点として次のこととをあげている。

日共・全解連は、一二・一四判決の批判点として次のこととをあげている。

日共・全解連は、一二・一四判決の批判点として次のこととをあげている。

月収六十万円をこえる世帯は二・四七%となっている――、又、大型間接税導入後はECでの六段階（現行は一〇・五一七〇%までの十五段階）に改める③法人税の租税特別措置全廃の方向とともに、法人税率を三五・三六%（現行四三・三%）まで引き下げる――などを提言している。

更に現在、彼らは、「公正・厳正なる訴訟を請しているのだ。

月収六十万円をこえる世帯は二・四七%となっている――、又、大型間接税導入後はECでの六段階（現行は一〇・五一七〇%までの十五段階）に改める③法人税の租税特別措置全廃の方向とともに、法人税率を三五・三六%（現行四三・三%）まで引き下げる――などを提言している。

更に現在、彼らは、「公正・厳正なる訴訟を請しているのだ。

月収六十万円をこえる世帯は二・四七%となっている――、又、大型間接税導入後はECでの六段階（現行は一〇・五一七〇%までの十五段階）に改める③法人税の租税特別措置全廃の方向とともに、法人税率を三五・三六%（現行四三・三%）まで引き下げる――などを提言している。

# 連合体移行のタイムテーブルを呈示

今や労働組合の指導部というより政治家であると同盟系組合幹部に皮肉られるほど、鉄鋼労連幹部はブルジョア的労働運動の煽動者ぶりを発揮している。

鉄鋼労連（日本鉄鋼産業労働組合連合会・中村卓彦委員長・二十二万）の第七十三回定期大会が開催された。大会で決定した運動方針は、賃上げ抑制や企業経営安定のための合理化推進が強調されており、鉄鋼独占資本の労務管理政策を代弁する内容となっている。

同時に、労働四団体の解体と全民労協への統合も宣言された。

中村委員長は冒頭のあいさつで労戦統一問題にふれ、次のように述べた。

「運動にはタイミングが必要であり、機を失ってはならない。今や決断のときである。わたしは連合体移行の時期を二年後の八七年と考えている」

機は熟したと宣言する中村は、全民労協の第四回総会に提案される連合組織構想を支持

する」と語る。中村は発言の中で、連合組織は既存の四団体を解体・吸収しうる唯一のナショナルセンターとして構想することや、移行期の措置を示した。更に、総評解体問題について次のように言及する。

「労働四団体は発展的解散となろうが、官公労が三分の二の比重を占める総評は、統一運動の立ち遅れのために、直ちに解散することは困難である。経過措置として、移行期間は二年もあれば十分だろう」

提案は方針の相違を訴える総評傘下の単産に対するゆさぶりである。総評指導部は労戦統一に合意し、今春闘では労働貴族の賃金抑制の策謀に従い労資協調主義に歩み寄っている。連合体移行の過程をめぐって、官公労を含む「全的統一」が達成されるまで、総評民間単産は連合体の段階にある全民労協と総評とに二重加盟するという方針をとつて違いをみせているにすぎない。

総評指導部の態度を意識して、中村は移行期間の総評の役割を規定し、総評は連合体から協議体に移行するので「二重加盟問題」は生じないと言い放った。加えて、財政面では、新連合体の会費増加分を総評会費の減額で充当して調整すると、総評解体を前提に体制問題を提起する。

中村の発言は労働貴族の腹案を代弁したものである。ブルジョアジーによって育成された彼らの目標は、労働組合を労資協調体に変えることにある。労働者が実力闘争で獲得した諸権利を奪う第一歩として、戦後の労働組合の方針や姿勢に疑問」三四%となつてお

り、三位の「組合活動をして無意味」一六

合組織を一変させ、資本の手先となるナショナルセンター・全民労協の認知を急ぎ、既成事実化してしまうことをねらっている。

なりふり構わぬ労働貴族は、労働者のストライキ闘争をむしろ抑制してブルジョアジー

との取り引きに道を開いてきた、民同的な組合運動ですら一掃しようとする。連合化で四団体解体をめざすことを総評内部から宣言させたのも、実質的に全民労協傘下に加わりながら煮え切らない総評指導部への脅しである。

最後に中村は、総評方針の基礎となつてい

る日教組、自治労など官公労組の動きを批判した。活動方針の提案にあつた、「国鉄再建に反対する総評の具体的諸行動には協力しない」という態度と合わせて、鉄鋼労連大会はブルジョア的労働運動の煽動的役割を担つたといえる。

一方、今大会で「構造変化のなかの生活と

労働・組合員総合意識調査」の結果が発表された。労連加盟約四万人（二〇%）を対象にした調査の結果は、賃金への満足度が大幅な減少を示す反面、合理化、労働組合への不満の割合が高い数字となつて表われた。

職場合理化については、「技術革新への適応」に「ついていけない」割合が男子二・九%

%に比べ、女子の三二・六%と多いのが目立つ。OA化の波の反映である。「職場生活上の不満・不安」のトップが人員不足の三三・九%，二位の配転・異動が三一・三%と高い。

鉄鋼産業の合理化がすさまじいものであることを統計は語る。

先の活動方針は、組合員の意思表示に反して、「産業基盤の強化、企業経営の安定」を実現せよと唱える。そのためには、「最新技術の積極的な導入による生産体制の効率化、コストダウンを推進することが不可欠」と鉄鋼独占資本の立場を貫く。

労働組合について組合員はいかなる反応を示しているか。調査項目の「労働組合への関心や期待」では、「強まる」が一八%、「弱まる」が三五%と、資本に協調する組合への反発が組合離れ傾向となつて表われている。

「組合活動への参加意欲」では「積極参加」が六・五%と低調なもの、一般組合員の反発姿勢をうかがわせる。

「組合活動に参加しない理由」の一一位が「組合活動に参加しない理由」では「積極参加」

が六・五%と低調なもの、一般組合員の反発姿勢をうかがわせる。

「組合活動に参加しない理由」の一一位が「

・一%と合わせて、鉄鋼労連指導部の労資協調主義にへきえきする声が職場にうつせきしている。今春闘で鉄鋼労連指導部が労資協調主義を発揮して、賃上げ抑制を自ら説いて回った姿を目の前にすれば、一般組合員の憤怒も当然である。

春闘で賃上げ額ゼロ・「定昇」のみへの抑制に出たブルジョアジーに従つて、同盟の七%要求基準ですら「高すぎる」と批判したのは中村委員長であった。中村は「経済整合性路線は永久に追求する」とも述べ、「過去二年間の冷え込みをリカバリーするほどの状態ではない」として、鉄鋼資本の見通しと運命をともにすることを強要していた。

意識調査を受けた組合員は、「生活分野の充足度調査」で、不満のトップに一時金八一・四%を回答し、二位に賃金七五・七%を答えている。逆に満足度の賃金の項目は、三四・四%から二一・七%へと大幅な減りが目立つ。「家庭生活での悩みごと」の一位が家計のやりくりで、三七・五%にのぼるのも賃上げ抑制に苦しむ労働者の生活の反映である。調査が八四年一月に行われたこともあり、春闘後には不満が一層高まっている。

大会の活動方針は、鉄鋼独占資本の許容する範囲での賃上げを繰り返す。「賃金決定のぞむ基本的態度」について、「物価安定と内需拡大による適正成長の維持」や「ミクロ経済の均衡と雇用基盤の維持」で「実質賃金の維持と一定の向上を要求の基本にすえ」という。

全民労協は、四月に生計費指數研究会から「賃金デフレータ」と銘打った、名目賃金を実質可処分所得に読み直すパロメーターなるものを提出した。ブルジョアジーにつき従う労働貴族は、日経連の大規会長が春闘のときに「公的負担にかかる問題が…労使関係、賃金決定にかなり大きな影を落とし、経営側に不利な情勢をもたらした」と述べた内容を組合の賃闘方針にすり替えてきている。

可処分所得は、税金や社会保障費の負担増などによって決まるものであり、伸び悩み分を企業への賃上げに上乗せするのは問題である。以上が労働貴族によつて新たに賃金の「経済整合性」論に加えられた内容である。

鉄鋼労連大会は、賃上げ自肅から合理化推進までことごとくブルジョアジーの策謀を反映したセレモニーに終わった。今期、労働貴族は既成労働組合・四団体解体の声を高めてきた。既存の組合組織が階級闘争の発展を止めてきたことを振り返ると、労働者階級はなんの未練も持たない。

鉄鋼労連大会に示されたように、現場労働者は労働貴族の支配の現実を体で感じ取つてゐる。崩壊する既成労働運動の状態を暴露し、労働者階級の最高の団結形態である独自の政党へ結集することこそ、労働者の未来を代表する最大の力となろう。

## マルクス・レーニン主義通信

# 運輸産業の再編と国鉄問題（上）

(1)

「戦後政治の総決算」を標ぼうする中曾根内閣誕生以来、臨調・行革路線は抗しがたい勢いとなつたよう見える。

労働組合では、全民労協への道筋が既成事実となつた。国家資本を基礎とする公共企業体を「民営化」しようとする勢力は、ますます強力なものとなつてゐる。いわば国家資本による国家的独占の領域に対し、独占資本が公然とこの領域の譲渡を要求しているのである。それは、日本資本主義の新たな局面の到来を告げるものである。しかし、階級対立の深まりは、労働者階級にその歴史的任務の遂行を求めてやまない。今こそ、「正規の攻団」に向けて、巨大な一步を踏み出さなければならぬ。

資本主義の歴史において、特定産業の国有化は、その産業の利潤が低下し、私的資本にとってうまみのないものとなつた時、行われることが多かつた。また逆に、民営化「民間払下げ」は、私的資本としても十分に利潤を得得しうる状況に至つて行われることが多かつた。これらは、イギリスにおけるかつての国有化と民営化のジグザグの歴史に見られることもあり、日本でのタバコ産業のそれや、鉱工業における「民間払下げ」でも見られたことであつた。しかし、現在焦点となつてゐる国鉄は、巨大な赤字を抱えているにもかかわらず、民営化を迫られているのである。日本資本主義の現局面を分析し、日本の革命運動の更なる前進へ向け、宣伝し、煽動し、組織しつくすためにも、まず、資本家階級からの攻撃的となつてゐる国鉄問題への我々の態度を明らかにしなければならない。それには、運輸業全体の変化を是非とも正しく把握する必要がある。まず運輸業の歴史的位置を考察してみよう。

(2)

図表1

	輸送トンキロ (百万トンキロ)	増加率 (%)	輸送人キロ (百万人キロ)	増加率 (%)
1955年	81,787	—	165,826	—
1960年	138,901	69.8	243,275	46.7
1965年	186,346	34.2	382,481	57.2
1970年	350,656	88.2	587,178	53.5
1975年	360,779	2.9	710,711	21.0
1980年	439,064	21.7	782,031	10.0
1981年	427,487	△2.6	790,358	1.1
1982年	417,012	△2.5	804,363	1.8

資本主義の発展は、運輸労働の増大を要求し、運輸交通機関の発展をもたらす。この運輸交通機関の発展は、商品流通期間の短縮をもたらす。その商品流通期間の短縮は、第一に、資本の回転率を高めることによって、資本の利潤を増大させる。原材料の購入から生産物の販売に至るまでの期間中のほんの一部分の短縮であっても、それは、より早い「もうけ」につながるのである。

第二に、生産のための在庫量を減少させることができ。仮りに、一年に一度だけしか輸送されない生産物を材料に使うとすれば、次の輸送までの一年間の材料を在庫として持たなければ、生産が成り立たない。しかし、

のであろうか。

(3)

一日に一度の輸送が可能となれば、生産のための在庫は、一日分あれば十分だし、予備を考えても二日分もあればよいことになる。さらにそのことは、在庫の場所をも相対的に小さなものとする。結果、生産在庫に必要な資本投下量を節約することが可能となり、利潤率の増大に寄与するのである。

第三に、より遠い市場へ向け、商品を輸送することが可能となる。つまり、市場を拡大するのである。資本は、運輸交通機関の発展に伴い、ますます広大な市場を、全世界を相手として生産することとなる。

しかしそれらは、自然条件や変化する資本の再生産構造によって、運輸労働一般ではなく、運輸労働中特定のものを増大させ、また、減少させたりもするのである。

産業資本の分枝の一つである運輸業は、資本主義の発展がもたらす商品経済の進展、それが故社会的分業の進展の必然的結果として、産業資本の他の諸分枝である鉱山業、農業、製造工業、漁業などを結合させる。だから、資本蓄積の巨大な増大の時期には、運輸資本の蓄積も、他の産業資本と同じく、必然的に増大されていくのである。

運輸資本が売ることができるのは、場所の移動である。この運輸過程が運輸資本にとって生産過程なのである。だから、移動を求める諸商品の量が多くなることによってのみ、運輸資本は、拡大することができる。逆に言えば、取り扱う商品量が減少すれば、衰退せざるをえない。また、諸商品の変化は、運輸業の形態変化を要求する場合もあり、輸送量の一般的増大にもかかわらず、運輸資本特定の業態がその影響により、競争力を強化し、あるいは弱化することもある。それは、当然にも特定業態の興隆と衰退とを伴うのである。

では、最近の日本での変化はどのようなものである。

日本資本主義の現局面をとらえるには、一九五五年頃より始まる資本の高蓄積の時期で、ある「経済成長」期の、その資本蓄積によってもたらされた資本の再生産構造の変化及び労働市場の変化と、一九七三年末から七四年初め以降に繰り返された数次の石油危機を通じて表面化した「世界同時不況」「低成長」期の変化に注目しないわけにはいかない。

日本国内の旅客と貨物との輸送量は、一九五五年一八〇年の二五年間に、輸送人キロで四・七倍、輸送トンキロで五・四倍と増加している。

しかし、このような一般的増大にもかかわらず、輸送人キロでは、六五年一七〇年の五年間に五三・五%と、二期続けて五〇%を超える増加率であったものが、七〇年一七五年の次の五年間では、二一%の増加率へと半分以下に落ち込んでいる。更に、七五年一八〇年では、増加率一〇%へと停滞的傾向がまったくはつきりと示された。特に、七六年には対前年度比〇・二%のマイナスとなっており、第一次石油危機の影響が、少々の時間的ズレを置いて現われるに至っている。

同様にして、七〇年一七五年の五年間に輸送トンキロの増加率は、二・九%とその前の五年間の増加率八八・二%に比べ、著しい減少となつていて。これらは、この間の資本蓄積環境の激変を物語るものである。次の五年間である七五年一八〇年の増加率は、二一・七%の増加となつたものの、八〇年以降マイナス基調を続けてしまつて。つまり、七九年までは、増加率の縮小はあつたものの、輸送量そのものについて減少することはなかつた。しかし、八〇年以降は、輸送トンキロの絶対量さえも減少してしまつたのである。

かつての「経済成長」期の鉄鋼、造船などの「重・厚・長・大」型産業による日本資本主義の牽引から、現在のIC、半導体などの電子機器産業による牽引の変化にあわせて、輸送商品の「軽・薄・短・小」化によると一般的に言われてゐる。そうだとすれば、このような状況への変化が、輸送交通機関の競争をより一層激しいものとしているのである。生き残りのための競争の激化は、生き残った者たちの新たな独占の形成をもたらすだろう。一方で貨幣資本の巨大な累積が、新たな投資先を求めてマネーゲームをくり広げている。生き残りをかけた競争と自己増殖を求める資本。その意味でも国家的独占の領域への譲渡要求は、資本の性格を表わしているのである。

のためには我が国は年間約十一億ドルの財政負担をしており……これはNATO諸国に決して劣らない」（前出の九・二三講演）と率直に語っている。

「を直視し 国民の気持ちを尊重し 一%枠を堅持すべきである」（九月一九日付『公明新聞』）と。

今まで通りに帝国主義のおこぼれにあずかる  
特權的地位を維持したいという小ブルや労働  
貴族の願望を表わしたものに他ならない。

そして、実践的には、プロレタリアートに  
階級闘争を放棄し、ブルジョアジーとの協調  
「城内平和」をまもるよう手はずかにて、

そして「新防衛計画」にもりこまれた兵器の大量調達は、軍需産業への大盤振舞である。例えば、一兆円プロジェクトといわれる新地対空ミサイル「パトリオット」のライセンス契約に基づく国産の開始、新中等練習機XT-4の量産移行である。「怪獣の軍事化」

かれらが、「専守防衛」のために、陸上部  
衛隊を認める」とをやめる」とから、す  
ることによって、「国民が現状程度の自  
衛隊を守る役割を果たしていると言えよ  
う。

「城内平和」をまもるよう呼びかけているのである。軍拡と、それをすすめるブルジョア政府にたいする革命的闘争のかわりに、自由主義的おしゃべり、合法的・議会主義的闘争をよびかけている公明党、社会党、日本共産党といった連中は、実際にはプロレタリアアーチの攻撃から、軍拡を、軍事的怪物と化

木日本兵器工業会副会長）とか、「コンスタントに仕事をもらえることが明確になった。関連企業も含め仕事量確保のめどがつくのは実にありがたい」（長谷川川崎重工業社長）とか発言している。

以上のように、「新防衛計画」を突破口とする歯止めなき軍拡は、「帝国主義の生活現象」であるし、帝国主義ブルジョアジーの利益に支えられていると言えるのである。だから、プロレタリアートは、「新防衛計画」反対闘争と資本主義的帝国主義との闘争、帝国主義ブルジョア政府との革命的闘争と結びつけなければならない。

て、そのために兵器の精銳化を行い、そうして一%枠を維持しようという主張を持つてゐると言われていることは、なんらふしぎではない。

社会党も、一%枠撤廃阻止を掲げ、そのための「一%枠小決議運動」を提唱している。内閣不信任案の提出さえ計画している。が、その中身は「基本的にはG.N.P一%枠も認めない。しかし現実的には政策協定、連合構想」という立場から『G.N.P一%枠を守る』といふ点で一致する限り、どことでも連携を強めていく』(八月二七日付『社会新報』)といふものである。これが、公明党との連合を組込んだものであることは言うまでもない。(こ

果たしているのである。

## 空文句を並べる諸野党

平和主義の道を放棄するな」と語りだし、軍拡への慎重論をとなえだした。このような動きは、自民党の内部抗争が再び激化する兆しがある。そして、急速な軍事大国化がプロレタリアート人民、あるいはアジア人民の反抗を招いてしまうことへのブルジョアジー内部の亀裂をも示している。この亀裂にそつて、野党の動向も存在している。

「動」い「ハシミアシ」への後盾であり、現実の軍拡の進行に対して無力をさらす他ないのであろう。

一%枠を厳守したとしても、軍拡は進むことは違いないのである。一%以内の防衛費で、自衛隊は世界第八位の軍事力を備えるに至った。一%枠はむしろ、これまでのレベルでの軍拡の武器となってきたのである。又、今後も一%枠内としても、世界第二位のGDPの一%であるから、絶対額としての伸びは大きいのである。

# マルクス・レーイン主義通信

## 闘う労働者の政治新聞

毎月10日発行・1部200円  
年間定期購読料3200円(郵送料共)

△7頁からつづく

闘争の衝撃者的政治新聞

毎月10日発行・1部200円  
年間定期購読料3200円(郵送料共)

△7頁からつづく  
ある。

二七日付の『週刊民社』で、「シビリアン・コントロールの確保ができる」などと、加藤防衛庁長官と同じ言い草で、この「新防衛計画」＝軍拡を美化し、政府を助けていた。さらに、「防衛行革」をとなえて、軍拡の「合理化・効率化」を要求しているのである。

「（一〇）枠の論議よりも、中身について論議することが日本の防衛上（注目！）必要のことだ」などといふ塚本書記長の発言を見てもわかるように、彼らは、完全にブルジョ

日本共産党はどうであろうか。彼らが、「新防衛計画」に反対するのは、「日本の平和と安全、主権をまもる立場から」（九月一九日付『赤旗』）でしかない。「新防衛計画」を「米核戦争体制を補完する」ものだから撤回せよとするこの主張は、「米帝への従属」論というドグマに基づいたものであるが、日帝ブルジョアジーを美化し、擁護するものではないだろうか。「日本の平和と安全、主権をまもる」というのは、ブルジョアジーとの階級協調の煽動でなくて何だろうか。

資本の蓄積運動によつてもたらされる日本  
資本主義の再生産構造の変化は、労働者にそ  
のシワ寄せを求める。合理化、労働強化、首  
切り。労働者の生活不安は一層つのつていく。  
資本の支配が強まれば強まるほど、労働者の  
権利闘争としての資本への対抗さえも、より  
多くの労働者の団結を基礎としなければ、成  
り立たないものとなつていく。

だがしかし、この競争と資本の集積の進展  
は、資本にとって避けられないものなのであ  
る。階級対立もまた、深まらざるをえない。

公明党は「新防衛計画」を実質的に  
%粹を突破するもの」と批判し、一%粹の厳  
守を主張している。かれらは言う。「一%粹  
は、憲法や憲法の理念に基づく、専守防衛、  
非核三原則等の平和政策原則としての歯止め  
と並び、国民が現状程度の自衛隊を認める前  
提となつてゐる。……政府はこのような現実

又「一%粹堅持」論にたいしては「一%枠内の軍拡は容認するもの」と批判し、「軍事費の大幅削減」(同)を唱えている。

「一%枠厳守」論にしても、この「大幅削減」論にしても軍拡なしの帝国主義、平和的帝国主義がありうるかのような幻想をふりまく点では何ら変わりはない。また、平和的に

運輸資本の競争は、主として価格とスピードに現われる。それは、ますます商品価値の追加的価値の減少——だから、商品が安くなる——と、商品流通期間の短縮とをもたらすのである。

ここで、日本での運輸資本の各業態について見てみよう。

—つづく—